

③ 明石市立ゆりかご園 利用方法について

当園のご利用方法は、福祉サービスとして保育などの総合的な療育を提供している通園と、リハビリテーションのみのご利用になる外来通院との、2種類の形態に分かれております。

それぞれで受けられるサービスの違いは、以下の表のとおりとなっております。

	通 園	外来通院
対象者	未就学児 保護者の方も一緒に療育に参加して頂きます	22歳まで ※初診は未就学児に限ります
利用時間	月～金曜日（祝日は除く） 午前9時20分～午後3時 ※年少クラスは給食後降園 ※年長クラスは午後3時降園	月～金曜日（祝日は除く） ①午後3時～3時40分 ②午後3時50分～4時30分 ※①または②のどちらか
提供サービス	診察、保育、給食、リハビリテーション、補装具作製等	診察、リハビリテーション、補装具作製のみ
登園頻度	1～5日／週	1～3日／月
費用負担	所得に応じた費用負担が発生します 例：負担上限月額4600円	医療機関での支払方法と同一です 保険証、医療費受給者証をご提示ください 例：明石市子ども医療費受給者証提示で無料
手続き	お住いの市町村に利用申請が必要です	必要なし
その他	1歳以上のごきょうだいは同伴不可 園バス送迎あり（ご希望の方のみ）	

通園ご希望の場合でも、申請してから利用契約までに1～2か月程度かかりますので、手続き完了までは外来通院をご利用ください。

なお、利用方法の変更はいつでも可能です。お申し出ください。